

○福井委員長

それでは、昨日に引き続きまして本日の委員会を開会いたします。

引き続いて、教育委員会の審議をしたいと思います。

報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

森山参事。

○森山参事（教育政策・文化財）

それでは、資料 6 6 ページをお願いいたします。島根県教育大綱（案）について御説明いたします。

1、位置づけ等につきましては、昨年 1 0 月に御説明させていただいたとおりでございます。

策定経過につきましては、2 に記載のとおりでございまして、第 2 期島根創生計画の策定状況を踏まえながら議論を進めてまいりました。

3 の教育大綱の案です。次のページ、6 7 ページを御覧ください。こちらは、先月 5 日に開催しました総合教育会議で協議した大綱の案になります。6 9 ページを御覧ください。6 9 ページに記載の目次の内容で構成しておりまして、1 0 月に御報告させていただきました素案から大きな修正はございませんけども、本日 3 点ほど表現の修正等について説明させていただきます。

次のページの 7 0 ページをお願いいたします。1 点目、基本理念になりますけども、下から 2 段落目の中ほどの下線部、新たに、「県内のみならず、海外を含む県外のどこに住んでいても、」の文言を追記しております。また、次の行の下線部、修正前は「未来の島根を支える人」としていましたが、「島根をはじめ地域の未来を支える人」としてあります。子どもたちが自分の夢や希望をかなえるために、将来どこに住んでいても島根の教育を受けたという自信と誇りを持ってその地域に関わってほしいという趣旨で修正しております。

続きまして、2 点目としまして、次の 7 1 ページをお願いいたします。幼小連携・接続の推進の下線部を、修正前は「幼児教育施設から小学校への円滑な接続を推進します」としていたところを「小学校・地域・保護者が一体となって、」という文言を追記しております。

3 点目、7 3 ページになります。社会教育の推進の下線部、新たに「公民館や N P O 団体等、社会教育を推進する関係者と連携して、」という文言を追記しまして、社会教育関係者との連携を明記いたしました。

先般の総合教育会議では、これら 3 点の修正に対し意見はございませんでした。

6 6 ページにお戻りください。今後のスケジュールでございます。現在示されている第 2 期島根創生計画の案に大きな修正がなければ、この大綱案のとおりで年度内に決定したいと考えております。

続きまして、7 4 ページをお願いいたします。しまね教育振興ビジョン（最終案）について御説明いたします。1 の策定経過等についてです。1 月 1 7 日のこの委員会で、パブリックコメント等でいただいた意見等を反映したビジョンの案を御報告いたしました。そ

の後、大きな変更はございませんが、3点ほど御説明をさせていただきます。

104ページをお願いいたします。望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上の今後の方向性の1つ目の丸に、県教育委員会において、今月改定いたします学校保健計画策定の手引に基づいて各学校の取組を支援することを追記いたしました。

111ページをお願いいたします。こちらは不登校児童生徒等への支援の今後の方向性を記載したページになりますけども、上から4つ目の丸に、新たに、中学校在学中に長期にわたって欠席した生徒等を対象に、一般入学者選抜及び第2次募集において、個人調査報告書を選抜の資料として用いない選抜方式を、全日制・定時制課程の全ての学科において導入するというを追記いたしました。

123ページをお願いいたします。働き方改革の推進でございますけども、現時点での修正等はございませんが、現在、国会において、いわゆる給特法の改正案が提出されております。この改正案には、教職調整額の引上げのほかに、県と市町村教育委員会、全ての学校設置者が教員の業務量の適切な管理や、健康、福祉を確保するための措置に関する計画を策定し、公表することなどの義務づけが盛り込まれておりますので、今後の審議の状況を見ながらこのことについて追記したいと考えております。

74ページにお戻りください。今後のスケジュールですが、今月下旬の教育委員会会議における議決により、年度内に決定したいと考えております。説明は以上です。

○福井委員長

野々内総務課長。

○野々内総務課長

資料135ページをお願いいたします。令和7年度教育委員会組織改正の概要について御説明いたします。1、組織改正内容ですが、学校教育に係る施策の効果的な推進を図るため、教育指導課を2課に再編するものです。表内2ポツのとおり、基礎学力の育成、幼小連携の強化、理数教育の充実、不登校対策等を担う学校教育課を新たに設置し、現在の義務教育推進室、幼児教育推進室、子ども安全支援室を移管いたします。

また、3ポツのとおり、学校と地域や県内大学等との連携等を推進する教育連携推進課を新たに設置し、あわせまして、学びを支えるICT環境の整備等を行う教育DX推進室を設置することとしております。

なお、現在の地域教育推進室及び学校企画課の情報化推進スタッフは廃止し、情報化推進スタッフの業務は教育DX推進室へ移管いたします。

136ページをお願いいたします。2、組織図でございます。左側が現行、右側が改正後の本年4月以降になります。

また、上段が現行の教育指導課と再編後の学校教育課及び教育連携推進課、下段が学校企画課になります。スタッフ、係単位での移行を示しております。左側中ほどの地域教育推進室のうち、キャリア教育スタッフ以外のスタッフを教育連携推進課の2係1スタッフへ再編いたします。

また、左側上段の教育推進スタッフと、下段、学校企画課の情報化推進スタッフを統合し、教育連携推進課内に教育DX推進室を設置することとしております。

137ページをお願いいたします。3、所掌事務につきましては、学校教育課は幼児教育から高校段階までの学校教育に係る業務全般を所掌し、教育連携推進課は学校と地域や

県内大学等との連携、ＩＣＴ環境の充実や校務情報化などを推進することとしており、詳細は記載のとおりでございます。

続いて、１３８ページをお願いいたします。島根県特定事業主行動計画の改定についてでございます。こちらにつきましては、昨日、人事課が説明した資料と同じものでございまして、人事課より内容を一通り御説明しておりますので、本日は説明を割愛させていただきます。

１３８ページ、１３９ページに概要を、２３２ページから２５０ページまで別冊として資料を掲載しております。後ほど御質問等をお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○福井委員長

吉岡県立学校改革推進室長。

○吉岡県立学校改革推進室長

１４０ページをお願いします。県立高校魅力化ビジョン後半５年間の「具体的な取組」（案）について御説明いたします。県立高校魅力化ビジョン後半５年間につきましては、これまで報告した骨子案、素案を基に策定しております。

１つ目の丸、骨子案でお示した章立ては、現行ビジョンを維持しています。丸２、方向性は時点修正しており、別紙でアンダーラインを示しています。丸３、具体的な取組は、上位計画等、当初予算案を基に策定しています。丸４、必要に応じて注釈を加えております。

２、これまでの経緯です。１２月に骨子案、１月に具体的な取組素案を報告させていただき、本日ビジョン後半（案）についての報告となります。

３、ビジョン後半５年間の具体的な取組（案）につきましては、次の１４１ページから１７８ページ、別紙のとおりでございます。それぞれの具体的な取組は方向性に沿ったものですので、この場では時点修正した方向性、アンダーラインの部分の主な修正点について御説明します。

１４５ページをお願いします。第１章、生きる力を育む魅力ある高校と地域づくりの推進。

１、学校と地域の協働体制の充実、２段目から４段目、前半期間の取組により、地域と一体となった協働体制が全ての高校に構築され、学校運営協議会も設置しました。今後もその活動の充実を図り、持続可能な運営となるよう研究していきます。

１４７ページ、地域資源を活用した特色ある教育課程の推進。３段目から４段目、小・中学校で進められてきたふるさと教育の学びを土台にして、各高校において、地域の課題解決に限らず、生徒が自ら地域の素材や学習環境を積極的に活用しながら、実社会、実生活の事象や社会課題を取り上げ、課題を発見し、多様な立場の人々と対話しながら情報を収集、整理分析し、考えを広げ、深めていくといった探究的に学ぶ取組を、地域住民、地元企業や大学等と連携しながら行っていくとしております。

１５５ページ、しまね留学による県外からの生徒の受入れ、２段目から３段目、しまね留学により、近年約２００人の県外からの生徒を安定的に受け入れています。今後は、価値観の多様性を高めるため、国外からの受入れも目指していきます。

なお、どの程度受け入れるかにつきましては、各地域における県内生徒とのバランスを

考慮し、地元市町村の意見も聞きながら進めていく必要があると考えています。

156 ページから、生徒が自ら選び、学び、夢をかなえる高校づくりの推進です。

163 ページまで飛びまして、4、教育上の配慮が必要な生徒の学びへの支援、学びのセーフティーネットの構築です。164 ページに続いています。上のところ、コロナ禍以降、不登校児童生徒数は増加傾向にあり、一人ひとりの実情に応じた柔軟な履修及び単位取得の認定により、進級や卒業に向けたきめ細かな対応が求められています。今後、ニーズが一層高まることを見込まれるため、定時制・通信制高校の教育の質の向上も検討していかなければなりません。さらに、帰国・外国人児童生徒も増加傾向にあり、今後、ますます多国籍化・多言語化が見込まれることから、日本語指導が必要な生徒への教育を引き続き充実させていく必要があります。

165 ページ、インクルーシブ教育システムの推進。2 段目以降です。自校通級、聾学校による難聴通級、5 圏域の各拠点校から巡回による通級を実施し、全ての県立高校で通級による指導が受けられる体制を整備しました。

また、各地域、圏域の拠点校 5 校をインクルーシブ教育システム推進センター校として、ネットワークづくりと特別支援教育の推進にも取り組んでいます。

166 ページに続きまして、今後もより効果的な通級による指導体制を研究するとともに、障がいのある生徒一人ひとりの状態や特性に応じた指導を充実させ、高校におけるインクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育を推進していきます。

169 ページから第 3 章、将来を見通した教育環境の整備。1、地域別高校の在り方、（1）県立高校の在り方について、2 段目から 4 段目です。令和 7 年度以降もさらなる少子化の進展が見込まれる。今後も、地域の実情に応じた県立高校の在り方や配置について引き続き研究していくとともに、地域における高校教育の在り方について、地域の意見を踏まえながら検討していきます。

172 ページに飛びまして、江津地域における新設校の設置。この後、I 期まとめを御報告させていただきますが、これまでの検討の経緯の概要について記載した上で、一番下の 3 行、江津高校と江津工業高校を統合し、1 学年 120 名規模の新設校を開校するという基本的な方針を令和 5 年度 12 月に定め、新設校設置に向けた検討を進めています。

173 ページ、教職員の働き方改革、教員の確保と育成、（1）の教職員の働き方改革です。平成 31 年 3 月に教職員の働き方改革プランを策定し、3 年間を重点期間として取組を進めるとともに、実態調査を行ってきました。

174 ページに行きまして、これまでの取組により時間外勤務は減少に向かい、プラン策定前の平均と比較して 45 % 削減しました。しかしながら、目標については依然達成できておりません。このような教職員の負担を軽減し、長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランスの適正化による教育の質の向上等を図るため、様々な取組を引き続き行っていくとしております。

なお、現在国会において、いわゆる給特法の改正案が提出されました。その中で、学校設置者であるそれぞれの教育委員会に対して業務管理等、業務量管理、健康確保措置実施計画の策定が義務づけられています。こうした国の動きを踏まえ、この県立高校魅力化ビジョンにおいても教職員の働き方改革の方向性について追記したいと考えています。

本日、この案に対する御意見いただき、今月下旬の教育委員会会議における議決を経て、

年度内に決定したいと考えております。

続きまして、179ページを御覧ください。江津地域の新設校開校準備委員会、Ⅰ期まとめ（案）について御説明します。

3の図にありますように、令和6年度までをⅠ期、令和7年度以降をⅡ期として検討を進めております。2の経緯の4行目、1月に中間まとめを報告させていただきました。次ページ180ページから187ページがⅠ期まとめ（案）です。報告させていただいたⅠ期中間まとめからの修正、追記した部分、アンダーラインをつけております。そこについて説明させていただきます。

184ページをお願いします。184ページまでの部分につきましては、中間まとめからの変更はございません。

184ページの4、教育活動の特色、（3）円滑な統合に向けた教育活動、2ポツ目、バスの整備と活用について記載されています。これは、予算案に沿った修正となっています。

続きまして、185ページ、施設・設備の構想、こちらも予算案に沿った修正をしております。（1）安心・安全な教育環境の整備、2ポツ目、校地の測量を踏まえ、整備について検討するとしております。（3）住まい確保、1ポツ目、寄宿舍を改修するという表現にしております。2ポツ目、女子生徒も利用できるように既存寄宿舍の改修、女子棟を整備するという記載にしております。

6以降については、全て追記した部分になります。6、Ⅱ期の検討内容等、（1）主な検討内容について記載しております。Ⅱ期の開校準備委員会の議論の中で、必要に応じて項目を追加していくことを想定しております。

186ページ、（2）準備委員会本会議です。Ⅰ期に続いて定期的を開催します。スケジュールが記載しています。（3）開校プロジェクトチームにつきまして、2ポツ目、Ⅱ期当初はⅠ期の検討内容を継承していくこととなりますので、学校魅力化部会で検討を進めます。3ポツ目、具体的な内容を検討する段階になった際、総務部会、生徒部会、生徒支援部会を招集し作業を行います。プロジェクトチームの構成内容になっています。米印で枠外に記載しておりますが、必要に応じて両校長の判断でオブザーバーを加えることとしております。

本日、この場で御意見いただき、必要な修正を加え、3月下旬の教育委員会会議における議決を経て年度内に決定したいと考えております。

○福井委員長

勝部働き方改革推進室長。

○勝部働き方改革推進室長

188ページを御覧ください。令和6年度教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査の結果についてです。メインペーパーと補足資料を準備しております。補足資料は、様々な項目をクロス集計しております。メインペーパーを基に、補足資料から読み取れる情報を取り入れながら説明させていただきます。

調査は、令和5年度調査と同じ抽出校に対して行っております。令和5年度と同様の調査に加え、担任、主任、部活動顧問の有無や、新規として各校の取組状況、教職員の仕事のやりがいについて調査しております。

189ページをお願いいたします。時間外勤務と持ち帰り仕事時間については、合わせた時間として、1人当たり1日平均、全校種で104.4分、高等学校で141.2分、中学校で119.4分となっております。

191ページをお願いいたします。ワーク・ライフ・バランスについてです。全校種平均で肯定的回答が増加しています。校種別に見ると、特別支援学校では肯定的回答が下がっています。

阻害要因については、193ページとなります。学習指導・学習内容の対応、校務分掌、児童生徒支援、特別支援への対応が上位ですが、高等学校においては194ページ、部活動が65.1%と、抜きん出て高くなっております。

補足資料からですが、ワーク・ライフ・バランスが取れていない教職員に見られる傾向として、時間外勤務が多い、仕事量が多いと感じている。ワーク・ライフ・バランスが取れている教職員に見られる傾向として、やりがいを感じている、持ち帰りをしていない、休憩時間が取れている。また、時間外勤務をしていない教職員の約2割は、ワーク・ライフ・バランスが取れていないと回答していることから、ワーク・ライフ・バランスが取れない要因というのは様々であることが分かります。

続いて、195ページ、休憩時間の状況についてです。特別支援学校以外は改善されています。特別支援学校では僅かではありますが、ポイントが下がっている状況でございます。

休憩できなかった理由としては、196ページ、授業準備、片づけ、児童生徒への指導が上げられます。小学校特別支援学校においては、業間等休み時間においても児童生徒への指導の割合が高く、児童生徒が在校中には休憩時間が取りにくい状況が見られます。職別に見ると、副校長・教頭は全く休憩が取れなかった、が増加しています。

続いて199ページ、持ち帰り仕事についてです。全校種で持ち帰っている教職員の割合は減っていますが、減ったとはいえ約半数が持ち帰り仕事をしている状況です。特に小学校で半数以上の教職員が持ち帰り仕事を行っております。

持ち帰り仕事の内容は、201ページ、授業の準備、授業の整理・評価、校務分掌が上位を占めています。

持ち帰る理由については、全校種で勤務時間内に業務が終わらないためが8割、中学校、高等学校においては、部活動指導を理由に上げた教職員が3割、小学校・特別支援学校においては、放課後に会議や研修を理由に上げた教職員は3割、全校種で育児・介護等家庭の事情、教材研究は家でじっくりと答えたのが2割。職別に見ると、持ち帰り仕事を行った副校長・教頭は増加しています。副校長・教頭については、時間外勤務時間も長い傾向が見られます。また、休憩時間が確保できず、持ち帰り仕事も多い状況が見られます。

続いて、203ページ、学校での働き方改革の取組状況についてです。学校における計画等の内容の把握状況について、管理職を除いて約25%の教職員が学校の取組について把握していない状況が見られます。

補足資料からですが、学校の業務について聞いたところ、約6割の教職員が削減、効率化できる業務があると回答しています。その業務は、事務作業、軽作業、行事、朝終礼、会議、打合せ、授業、学習指導の回答が多く、中学校、高等学校については部活動が上位に上がっております。

204ページ、教職員の仕事のやりがいについて、やりがいを感じる業務は205ページ

ジとなります。授業・教科指導、学級経営、生徒指導、教材研究などです。中学校、高等学校においては、部活動指導が上位に上がっています。部活動は、ワーク・ライフ・バランスの阻害要因でもあり、やりがいでもある。人によって捉えが異なっているのが分かります。

また、管理職はリーダーシップを発揮して業務改善に取り組むなど、勤務環境を整えていると感じている教職員はやりがいを感じている割合が高くなる傾向にあることが分かりました。

○福井委員長

小室義務教育推進室長。

○小室義務教育推進室長

206ページをお願いします。第2期しまねの学力育成推進プラン（案）でございます。10月23日のこの委員会で、策定までの流れと概要について御報告いたしました。

1、位置づけ等から、3、推進プランの目標につきまして変更はございません。修正等とプラン本体案につきまして御報告いたします。

208ページをお願いします。こちらのポンチ絵は前回お示ししたのですが、表の右の欄に次年度予定されている、関連する教育センター研修について代表的なものを追加記載いたしました。人材育成の観点から、管理職からの対話と奨励による教員の積極的な研修への参加につながるようにと考えております。

209ページをお願いします。第2期しまねの学力育成推進プランの本体案となります。こちらの表紙は、上位計画との関連などを示しています。

続く210ページからは、授業づくりの5つの目標ごとに、1、目指す授業像、2、現状と課題、3、目指す児童生徒像、4、推進項目、そして児童生徒の変容を捉える視点という構成でまとめております。5つの項目がございますが、授業においては、これらは密接に関わり合い、影響し合いながら子どもたちの学びを支えていきます。授業は、児童生徒にとっても教員にとっても、学校生活の中において一番時間を共に過ごす場となります。自己実現の場でもあり、より豊かな人生を送るための基盤となると考えております。各学校や自治体がそれぞれの課題に合わせて取り上げ、焦点化して取り組むことができるようにもしております。

207ページにお戻りいただきまして、4、施策の成果の検証と評価です。推進項目を踏まえた各年度のアクションプランを示し、市町村教育委員会と連携しながら重点を置いて取り組んでいきたいと考えております。また、評価参考指標と目標値を設定し、評価を行ってまいります。

最後に、5、今後の予定です。今月の教育委員会会議における議決を経て、年度内に決定したいと考えております。以上です。

○福井委員長

石橋幼児教育推進室長。

○石橋幼児教育推進室長

しまねの架け橋期の教育ガイドについて御報告いたします。215ページを御覧ください。

本件につきましては、10月の本委員会において、島根県幼児教育振興プログラムの改

訂についてということで、一度御報告しておりますが、その後実施しましたパブリックコメントも踏まえ、しまねの架け橋期の教育ガイド（案）としたものを御報告するものでございます。

架け橋期と呼ばれる幼児教育施設の年長クラスに当たる５歳児から小学校１年生までの２年間の教育の充実を図ることを目指すこととし、名称についても、「しまねの架け橋期の教育ガイド」とすることとしております。

１、位置づけ等、２、策定体制については、変更ございません。

３、パブリックコメントでございます。記載のとおり昨年１２月からパブリックコメントを実施し、計１２件の御意見をいただき、御意見を踏まえた修正等を行ったものは、別冊３のとおりとしております。いただいた御意見の概要とそれに対する県の考えについては、別紙をつけておりますので、後ほど説明いたします。

５、今後の予定ですが、本日、総務委員会にて御報告しました後、教育委員会会議での議決を経て策定し、公表してまいります。

次に、２１６ページの別紙に入ります。パブリックコメントでいただきました御意見と、御意見に対する県の考え等をまとめております。一番右の列は対応区分としておりまして、Ａは本ガイドに反映したもの。Ｂは本ガイドに盛り込まれているもの。Ｃは今後の幼小連携・接続に、取組の参考とさせていただくものとなっております。

幾つか御意見を取り上げながら説明いたします。まずナンバー２の御意見について。本ガイドの中で、幼小連携・接続という言葉の幼小の部分について、幼保小と言わないことで幼稚園と小学校のみの連携と誤解されないかという御意見でございました。幼児教育といますのは、幼稚園に限らず、保育所や認定こども園といった施設や家庭・地域等で、未就学児に対して行われる教育であり、本県で特に利用の多い保育所においても行われるものです。島根県の幼児教育施設の市町村における施設等実情、あるいは地域における小学校と幼児教育施設の連携の状況も様々です。幼稚園のみ幼児教育施設と誤解して捉える現状が、依然としてある地域もあります。そのため、幼小の幼とは、幼児教育施設全てを指すことについて県民全体の共通理解を図り、島根県では幼小の言葉とその意味について普及することを目指す意を持って、幼小連携・接続をガイドにおいて使用することといたしました。

次の２１７ページを御覧ください。ナンバー１０、１１の御意見は、家庭・地域を含めた子どもに関わる全ての大人の学ぶ機会の必要性、啓発に関する御意見でした。本ガイドにおいても、家庭教育との連携や家庭教育の力を高めるための支援の必要性や、そのための取組について記載しております。また、家庭教育に限らず、様々な事例については、本ガイド内の二次元コードから、島根県幼児教育センター等のホームページにリンクできるようにすることで、より多くの事例に触れることができるようにすることとしております。今後、市町村と連携を図りながら、家庭・地域とともに学ぶ研修等の機会について検討してまいります。

最後、２６７ページから３０３ページまでは、別冊としまして、策定しますガイド（案）を載せております。本ガイドの活用によりまして、幼児教育施設の種別を超えて幼小の相互理解を深め、架け橋期の教育の充実に向け推進してまいりたいと思います。以上です。

○福井委員長

八東特別支援教育課長。

○八東特別支援教育課長

218ページをお願いします。しまね特別支援教育魅力化ビジョンの後期の取組について説明させていただきます。

1に、ビジョンの概要を記載しておりますが、令和3年2月に、10年間の特別支援教育の基本的な考え方と方向性を示した計画として策定しました。令和12年度までを計画期間とし、必要に応じて見直しを行うこととしています。

来年度、5年目を迎え前期の最終年となりますので、今回の2にありますように、本ビジョンの後期の取組を次のように考えております。（1）のとおり、前期の取組を検証し、後期の取組の方向性を示した後期版を来年度中に策定したいと考えます。基本的な考え方などは現行ビジョンを継承し、具体的な取組の方向性を新たに策定したいと考えます。また、（2）のとおり、他の計画の期間と合わせるため、本ビジョンの計画期間を1年短縮し、令和11年度までとしたいと思います。したがって、後期版の期間を令和8年度から令和11年度までの4年間とします。来年度の進捗状況については、定期的に本委員会に報告したいと考えます。以上です。

○福井委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

資料219ページを御覧ください。島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針（案）について御報告いたします。

11月議会の本委員会で、方針の素案についてお示ししておりますが、その後、パブリックコメントを実施いたしました。その状況は2に記載しているとおりで、5名の方から御意見をいただいております。また、教育委員会などからの意見として、1団体から御意見がありました。そのうち主な御意見に対する県の考え方を御報告いたします。220ページを御覧ください。

方針の基本的な考え方に対して、ナンバー1の御意見は、活動を休日、平日に分けて考えるのではなく、長期的視野で検討すべき、また広く県民的な議論をすべきといった御意見です。これに対しては、平日については、指導者確保や移動手段の確保といった課題が多いと考えられるため、まずは休日からの検討としていること、現在県においては、部活動における外部指導者の確保・育成に取り組んでいる状況があり、この指導者の方たちが、「島根かみあり国スポ」や地域移行に関わってくる可能性もあることから、県としては、国民スポーツ大会が開催される令和12年度末までの期間を目安として設定していること、また、今後、各市町村において方針策定等を進めていく際に、地域の実情に応じた議論がなされることを期待して県方針を策定することなどを記載しています。

次に、221ページのナンバー3についてですが、島根県はこれまでどおり、学校での部活動を大切にしていくという方針を掲げるべきといった御意見です。これに対しては、生徒数の減少等により、学校だけでは継続的な活動ができなくなっている現状があるため、部活動ありきではなく、子どもたちの活動の場をどのように確保していくのかという視点で検討していくべきといったことを記載しております。

次に、222ページのナンバー4です。これは、先ほどの御意見とは反対の御意見です

が、これまでどおりの活動が、当面継続できる見通しがある場合、移行や体制変更をしないこともあり得るという文言は、積極的な地域団体の立ち上げに対しブレーキになる表現のため、削除するべきといった御意見です。これに対しては、部活動の地域移行や地域連携が難しい場合は、すぐに部活動を廃止するのではないこと、地域移行が目的ではなく、子どもたちの活動の場を確保していくことが目的であるため、部活動の継続も想定した記述等をしていることを記載しております。

以上、主な御意見に対する県の考え方について御説明いたしました。

このほか、教員の負担軽減等に関することや、地域移行に伴い、想定される課題への懸念などの御意見がありましたが、今後の参考とさせていただきます。パブリックコメント等を受けた方針（案）については、別冊に添付しておりますが、今回は大きな変更はなかったため、説明は割愛いたします。

それでは、219ページです。4に、今後のスケジュールを記載しています。方針については、今月中に決定・公表する予定としています。来年度以降は、より具体的な取組方策などを各市町村に提示するほか、市町村が取組を進める上での必要な支援を引き続き行ってまいります。

○福井委員長

村上文化財課長。

○村上文化財課長

230ページをお願いいたします。先月7日付で、島根県指定文化財の指定を行いましたので報告いたします。

対象は1から5までのとおり、種別は有形文化財、考古資料。名称・員数は大座西古墳群出土品一括で、所有者は隠岐の島町。現在、隠岐の島町今津の隠岐の島町総合学習センターで保管されています。時代は古墳時代後期から奈良時代までにかけて。西暦では6世紀後半から8世紀に当たります。6の概要ですが、出土品は、横穴式石室を埋葬施設として持ち、次の、231ページの図1及び図2の、2基の古墳で構成された大座西古墳群で発見されました。1号墳からは中段右の図4にありますように、7世紀前半の環付足金具が出土したため、階層の高い者が持つ装飾付大刀が副葬されたと考えられ、このことから有力豪族の墓であることが推測されます。また、2号墳では、3回の埋葬があったと考えられ、1回目の埋葬の副葬品に、出土品の写真、図3右側の土器や左側の大刀、矛などの鉄製武器、玉類等の装飾品があり、6世紀後半における隠岐の有力豪族の古墳副葬品の全体像を知ることができます。また、3回目の埋葬の副葬品として、下の段、図5の鍔帯金具が出土し、当時役人のみがこの鍔帯、いわゆるベルトを身につけていたことから、埋葬されたのは役人の身分を持った人物で、今の市町村長に当たる郡司の可能性があると考えております。

戻っていただきまして、7の指定の理由といたしましては、古墳時代後期には在地、隠岐の有力豪族であった者の子孫が、奈良時代の最終の埋葬時には律令官人と言われる役人となる過程を、一つの古墳群でたどることができる一括資料であり、県内には類例のないものであることから県指定文化財として保護することが適当であるとしたものです。

なお、資料の内訳は、8のとおりであり、指定件数は9にありますように、今回の指定により、県指定有形文化財は216件、考古史料としては18件となります。

説明は以上です。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

河内委員。

○河内委員

3点御質問したいと思います。

まず1つ目ですけれども、県立高校の魅力化ビジョンということで5か年の策定をされたということで、非常によくまとまっているんじゃないかなというふうに思いますが、今、国のほうで、高校の無償化ということがこれから進んでいくという中で、島根県内においても私立の高校がありまして、そこでの競争みたいなことが、より今後、大きくなっていくんじゃないかというふうに考えるわけなんですけれども、そういった私立の高校とのすみ分けじゃないですけれども、共に成長していくべきだというふうに思うんですけれども、時期的にこれからの計画なので、難しいところはあると思うんですけれども、そういった視点を、見る限りあまりないのかなというふうに思っています、これからそういったところをより重視する必要があるんじゃないかなというふうに考えているんですけれども、どういうふうに捉えているかということ。

あと、部活動の地域移行についてなんですけれども、もちろん指導者の確保ということが大きな課題ではあると思いますし、あわせて、地域移行をしていくと、移動の問題も必ずセットで出てくるのではないのかなというふうに思っていますけれども、そういったところの議論が、委員会の中でどういうふうにされてきたのかということをお聞きしたいと思います。今、ライドシェアの取組が国土交通省を中心に広がってますけれども、共助版という、地域の方が地域の方を輸送するというような取組もありますので、そういったところも、一つヒントになるんじゃないかなというふうに考えてます。

最後が、全体的なところになると思いますけれども、働き方改革というところで見たときに、スクールサポートスタッフという方が、事務的な役割をサポートするということがあると思うんですけれども、児童クラブの職員の確保も、今の大きな課題になってるのかなというふうに思いますが、児童クラブの職員さんが、そういった役割を担うということも効率的じゃないかなというふうに思っているんですけれども、そういうところの取組ということが、ちょっと資料のここではないんですけれども、どのような議論とか取組がされてるのかということをお聞きしたいです。以上3点でございます。

○福井委員長

野津教育長。

○野津教育長

私立高校の点について、私からお答えさせていただきます。

今回の無償化が仮に実現したとして、県内に対しては、あまり影響がないと思っております。上限がそのうち引き上げられるとしても、ほぼ上限に達しているもので、県内の高校は、ただ、所得制限が解放されるぐらいで、結果的に、今回の国の高校無償化は都会の話であろうと思っています。それ自体が、本県の公私の再編に直接影響するとは思っておりません。ただ、公私、県内はおおむねでいいますと、公立が7、私立が3という入学定員の配分をこれまでずっと守ってきて、全国的に昔からそのような指導がありますが、守

っているところが最近少なくなってきましたけども、本県は守ってきております。これは、県内において私立高校の存在というのは、やはり大きな意味があって、公立高校にはない教育、あるいは多様性のある人の受入れ、こういったことが進んでおりますし、あるいは部活動に特化した生徒の受入れ等もございまして、島根県において、現在ある私立高校というのは存在意義があると、大きな教育の中での役割を果たしているというのが、県としての評価であります。ですので、この入学定員の公私比率は守りながら、お互いの中でどうやっていくのかというのは、それぞれが考えていくということになります。

問題は、子どもが絶対的に減っていく中で、私立の高校の経営が維持できるような人を集められるのかということ。そして、公立にとって見れば、適正な規模で教育が維持できるのかということが焦点になります。これからの焦点はそこになります。そこについて、県立高校のビジョンで記載をしておりますけども、適正に考えていくと。現時点で、今日現在で、江津地域以外の統廃合について検討している事実はございませんし、今年度中に検討をはじめの考えは、私にはございませんという話は前からしておりますけども、この新しいビジョンに基づいて、適正規模ということ念頭に、県立高校、入学定員の公私の話は、松江市立高校も公立の中に含んでおりますので、県教育委員会と松江市教育委員会が公立高校の当事者でありますけども、松江市教育委員会とはよく、この点については、常日頃話し合いをしております。お互いに学校の適正規模、もう視点は子どもがどういう教育が受けられるかということが最大のポイントでありまして。ただ、もちろん地域の方、OBの方、卒業生の方等の御意見もございまして、やはり今回江津でやりましたように、子どもたちがどういう学びが受けられるのか、そのためにどうしたらいいのかという視点で新設校という案を出して、地域に御検討いただいたという経過がございます。そういったことが、これから市部でもはじまっていくと。江津市が一番小さいですので、子どもの数が一番少ないですので、江津市からまずはじめたのでありますが、今後、島根県の人口が40万人とか全体がなるのであれば、当然、高校の再編はある、普通高校の再編はあると思っております、そのときに、私立がどうなるかというのは、経営の問題がございまして、私どもが意見するということはありませんけども、まずは入学定員の割り振りというのは、当面は、おおむね7対3で維持しながら、私立はそれぞれの学校法人が、公立は県教育委員会と松江市教育委員会が、どうしていくのかということをよく考えていくことになる。こういった点を簡潔に、高校のビジョンで述べています。具体的にはやはり、もう少しいろいろな情報なり、教員の確保のこともございまして、そういったことも見ながらしっかり検討して、また県議会にも御相談しながら進めていきたいと考えております。

○福井委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

部活動の地域移行に関する移動の問題のことについてでございます。

課題としては、指導者の確保と並んで、移動の手段の確保、費用負担の問題というのは、大きなことだと認識しております。検討委員会の中でも、そういったことは話題として出ておまして、移動手段をどうやって確保していくのか、そのための費用をどのように捻出していくのかという議論はされております。今、別冊につけております方針でも、そう

いったことは記載しておりまして、市町村は、今後、移動についてしっかりと議論をしてほしいと、そういったことを検討すべきということも記載をしております。今、実証事業をしている市町村などに聞いてみますと、スクールバスを活用するということも検討されていると聞いております。今は、まずは休日からスタートということで、休日は、割と親の送迎といったところがあるので、何とかしのげているという部分もありますが、これが平日になると、よりそういった課題も大きくなってくると考えています。ということで、今後、市町村でしっかりと方針を策定するに当たって、まずは協議会をつくったりするところもありますが、いろいろな議論をしながらこの移動の問題、あるいは指導者の確保についてもしっかりと検討していただきたいと思います。以上です。

○福井委員長

勝部働き方改革推進室長。

○勝部働き方改革推進室長

スクールサポートスタッフ、それから学童の支援員の方のことについてです。

スクールサポートスタッフについても、人材不足ってところが市町村からは声が聞かれるところではあります。人材確保の考え方として、既にスタッフを配置している学校があれば、別の学校と兼務をすとか、可能な範囲で、より多くの学校に効果が及ぶような工夫をしてもらうように周知を図っているところでございます。

また、雇用形態については、1日勤務でも短時間でも可能ということにしております。一月当たりの勤務日数も、市町村、学校等の実情に応じて設定していただいております。ですので、市町村の状況でありますとか、御本人の意欲とか意志のところの部分であると思いますけども、可能などころでは両方というところもできるのではないかと考えております。

○福井委員長

河内委員。

○河内委員

魅力化、私立高校と県立高校の在り方について、野津教育長に御答弁いただきました。

人口減少に伴って高校の再編っていうのも、もちろん中長期的には視野に入ってくるのかなというふうに思いますし、計画の中にも触れられてましたけども、不登校の生徒が、今後まだ増えるんじゃないかという前提の下で、いろいろ対応していく必要があるということも書いてあったと思うんですけども、今、中学生が7%くらいでしたかね、去年の調査によると。おおよそ1割くらいの生徒が、学校に行きづらいような時代に入ってくるのかなというふうに思いますと、私立、県立高校にとどまらずですけども、やはりそういった子どもたちが通学しやすいような環境を、また積極的にしていただければなというふうに思います。

あと、スクールサポートスタッフと学童の職員さんについて、兼務みたいなことについては、特に県として、そういう方法について周知したりだとか、取組事例を承知しているっていうことは、あまりないということですかね。

○福井委員長

勝部働き方改革推進室長。

○勝部働き方改革推進室長

県のほうからは特別に、そういう周知はしておりません。

○福井委員長

ほかにございますか。

森山委員。

○森山委員

先ほどの河内委員の質問に関連する質問が1点と、それ以外のところが1点ございます。

先ほどの、高校の魅力化の今後の考え方ということで、今大体、卒業生が5,500人ぐらい、10年たつと4,500人ぐらいというので、大体10年で1,000人から1,000人ちょっと、これから減っていったって、今年生まれた子どもが3,100人だったので、本当に加速度的に今少子化が進んでいるというのは明らかな中で、生徒にとってのこの魅力的な教育環境を中長期的な視点に立って確保していくという中で、今回の江津高校と江津工業高校の話も出てきたというふうに理解をしています。そういう中で、そういう判断も出てくるということは、致し方ないというか、最適な判断の中でのそういう選択っていうのは、今後も起こり得ていくんじゃないかなというふうに思います。この少子化が進んでいく中で、生徒にとってのこの魅力的な教育環境を考えていくというときに、これから5年間このビジョンで歩いていくという中で、この5年間の中でもそういった議論をしていく必要がきつと出てくるんだろうというふうに個人的に思っています。そういう中で、一概にこういう基準っていうのは難しいと思うんですけども、生徒にとってのこの魅力ある教育環境とは、どのように県教育委員会として考えていくのかっていう考え方で、これは県教育委員会の考え方と市町村の考え方もあるのかなというふうに理解をしています。そういう中で、丁寧な協議が進んでいくことが大事だと思っているんですけども。

その辺りについての考え方ということに付随してこれからのしまね留学の考え方ということで、今、海外からのしまね留学というのは、これ新しい挑戦というか、より多様性ある環境を島根の中での教室でつくっていくということは、個人的にすごく魅力ある教育環境をつくっていく上で、新しい挑戦として、ぜひ、応援したいなというふうに思っているんですけども。今後、加速度的に進んでいくという中で、今、ある程度200人っていうところが島根県としての一つの目安というか、基準に、しまね留学がなっていると思うんですけども、この辺りを、これ住まい環境とセットで考えていかなければいけないので、単純に目標を引き上げるっていうことはできないと思うんですけど、この辺りのこの目標値の考え方を、少子化と照らし合わせたときに、この少子化の打ち手としてのしまね留学っていうことでは単純にないと思うんですが、その辺りの考え方っていうのをどのように考えているのかっていうことが、2点目というか、関連しての2点目というところでございます。

大きな2点目ということで、教員の働き方改革、昨日の話に付随してになるんですが、266ページの中で、参考資料の中で削減、効率化できる業務項目というものが、教員の方々のアンケートで書いてあると思うんですが、先生方が取り組むべき仕事と、そうでない剥がすべき仕事というか、やらなくてもいいというふうな仕事って多分あると思うんですけども、その辺りを県としてどのような考え方を持って、これからの施策を展開していくのかっていうものの考え方について、大きく2点、御質問させていただきます。

○福井委員長

野津教育長。

○野津教育長

私から1点目のほうをお答えします。

子どもにとって何が魅力かというと、やはり自分の将来だと思います。私、就任以来ずっと申し上げているとおり、子どもの選択肢を広げると、将来の選択肢を大きく広げるといいう言い方をさせていただいております。これが魅力だろうと、これがどの程度かなえられるかというのが、教育の魅力だろうと思いますし、私は学校の設置者として言えば県立学校、特に、今回高校でいえば、高校に入ってどの程度、進路の多様性、自分が、もちろん進路を知るところからはじまりますが、ここを十分知った上でそこへ行けるようになるのかという、行ける力がつけられるのかという、そこまで含めて選択肢を広げると、これがかなえられる、もちろん100%とはいきませんが、大きくかなえられるというところが魅力であろうと。

なので、例えば昨日、遠隔授業の御説明をいたしました。中山間地域で、なかなか全体の中で、多分難関大学と言われるようなところに向かうための進度別の学習、教員が少ないのでなかなかできないのですが、現実に行っているところもあります。そういったところを遠隔で支援をすると。これはどちらかというと、難易度の高い授業のほうは遠隔に、私は向いているのではないかと思います。理解をより深めないといけない授業というのは、そばにいてケアしたほうが良いと思うので、教員が足りなくても進度別をやって、遠隔授業をやることで希望する道へ行く力をつけると、こういったことはまだできる環境にある場合もあります。そのように、あとは開講科目のない理科とか社会の、開講科目のないところですね、遠隔でフォローすると。これはもう既にやっておりますけども、そういったことを広げていくということで今の学校のまま、存在のまま、そういった子どもの選択肢を広げるのを維持していくと、そういったこともしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

一つは中山間地域、郡部のほうですよ、町村にある学校については今以上に減らすと、やはり自宅から無理してでも通えるところに高校がなくなるということで、これは定住施策にも大きく影響する事柄だろうと思います。そのこともあって、必死に、一学級となっても残しながら、教育を何とか頑張って、定住の阻害要因にならないようにやっているわけですけども、いずれ、それだけでは無理になる。中山間地域も現状のままと、通信等で持ちこたえることもできなくなるぐらい子どもがいなくなる可能性がございます。そこはまた、どうしていくのかというのはしっかり検討していかなければならない。

市部においても同じであります。今回松江市においても、非常に、子どもの生まれてくる数が少なかったと。100人単位で減っていくということでありますから、これを各学校に分けて、定員を減らしていく。持ちこたえられるか、今の学校の数のまま持ちこたえられるか、市内にある学校が、みんなが小さくなっていくのがいいのか、それとも再編をしたほうがいいのか。そこは、通える範囲内、無理をすれば通える範囲内の話でありますので、これは中山間地の学校の再編とはまた違う視点でものを考えないといけない。今回の江津もそうですね、通える範囲内での統合新設校ということでもあります。

そこはしっかり考えるのと、それに対するしまね留学ですけども、新しい計画、島根創生計画なり、教育のビジョンでは、200人というのは目標、KPIではありません、落

としました。２００人という数字が走り過ぎてしまって、ＫＰＩから落としたということです。現状、私は以前、田中委員の質問のときに申し上げた、全体、学校として半分までだろうということ。これ、実際半分までやればもっと、２００人どころじゃない話でして、全学校が半分まで入れたらもっと多いですけど、おっしゃられるとおり住まいのこともございますし、全国的な競争のこともございます。結果として、２００人程度が既に、全国的な流れとして定着しているので、実際には波があるわけですし、各学校においても宿舍が、この学年は多く取ったので埋まっていると、空かないという、例えば来年の入学生は寄宿舍が空かないので、ちょっと抑制せざるを得ないというような事情もございます。それはもう学校によって違うので、それで、なべてやると大体２００人ぐらいになっているということでございますので、２００人が増えても別に構わないわけであります。先ほど言いましたように、各学校において半分以上であれば、全体の合計っていうのがそれほど重きのある、これだけ定着してくるとそこに重きがあることではないので。はじめた頃は、一つの目安としてあったとは思いますが、この計画が変わるタイミングで、それは目安といいますか、結果であって、おそらく、しばらく２００人程度は続いていくのではないかと考えていますし、あるいは若干増える要素は、昨日もお話の中で出ていますが、みなし寄宿舍を市町村が整備していただいていると、共同下宿も整備していただいているという、それぞれの学校で受入れ、例えば、雲南市さんがやっておられるのは、大東高校はほとんど県外から来てなかった学校ですけども、そこで、そういったこと、県内も含めて他地域も含めてですけども、受入れを雲南市さんがやって、大東高校を盛り上げようと。非常に大東高校、生徒の数が減っている、入学定員を今年度も既に減らしたわけですけども、そこに危機感を持っていただいて住まいを確保していただいている。これは一つの流れなので、隠岐の島町も、水産高校を維持するために立派なみなし寄宿舍を、今、建てていただいているところであります。

私の考えは、高校というのは、学校というのは、通う生徒がいなかったら存在しない。高校があるから通う生徒を確保するではなくて、通う生徒がいるから高校があるという考えを、これまでの議会で述べさせていただいております、そのとおりでありまして。なので、みなし寄宿舍、共同下宿という形で、地域で住民を確保していく。高校生を確保って、私から言えば住宅政策なので、住民を確保して人が住んで、それが高校生の適齢、学年、年齢なので、高校に通ってきているので高校の生徒が増えていると。こういう、これが基本的な建てつけだと私は考えております。これは揺らぐことなく、そうっております。この教育委員会だけではなくて、これまでの役人としてのキャリア、そういった定住の方法とかも踏まえてそうっております。住む人があってはじめての学校ということでありまして。要は、そこに住んでいる人がいて学校に通ってくれるのであれば、入学、規模が維持されると私は思っていますので、私自身からといいますか、県教育委員会のほうから、しまね留学を増やして高校を維持する、高校を維持するためにしまね留学を盛んにするという考えはありません。

ただ、おっしゃるように、そういった島根でない子どもたちが来ることで島根の子どもたちが非常に刺激を受けていると、これは間違いのない事実でございます。保育所から中学校までクラス替えがなしにきたような子どもたちが、県外のいろいろな考えを持つ、１５歳の段階で島根に来ようと決断するような子どもたち、そういった子どもと一緒に学ぶと

というのは大きな刺激であって、これは非常にいいことだと思って、しまね留学を引き続きやると言っております。それが、さらに今の社会、子どもたちが出ていく社会の国際化、こういったことも踏まえてより早い段階で、そういった留学生だったり帰国子女となる方だったり、もう少し積極的に受け入れてもいいのではないかと。高校の現場からもそういった声が出ております。そういった刺激を受けて子どもたちが学び育っていくと。これは一つ、高校の在り方、高校の魅力だろうと思っています。

そういった考えがあって、ビジョンにそういったものは一つ一つ反映させておりますし、先ほど言いましたように、子どものそういった外からの刺激も含めて、刺激を受けて自分の将来の選択肢を考えてほしいし、その選択肢が広がって、そこを選んで進める力をつけると。ここが、今の県立高校の大きな役割だろうと思っております、それが果たせるか、果たせなくなってくるのかというところが、学校の存続のポイントになろうかと、今考えております。まだ、具体的な学校で検討はしておりませんが、いずれ、していかなければならないとは考えております。

○福井委員長

勝部働き方改革推進室長。

○勝部働き方改革推進室長

働き方改革の削減、それから効率化できる部分というところで、御質問がございました。

調査の結果でも御報告させていただきましたが、8割の教職員が、持ち帰り仕事をしている理由として、学校での勤務時間内に終わらないから持ち帰っているという状況から考えても、在校時間の業務をいかに削減していくかということが大事なところであろうと思います。

その方法の一つとして、森山委員、御指摘のとおり、いわゆる3分類と言われている、学校が担わなくてもいい業務であるとか、学校の業務だけ教師がしなくてもいいのではないか、教師の仕事だけど負担軽減可能ではないかというところで分類されていますけども、その部分の見直しを各校で取り組んでいただきたいと思います。

今年度も、こうして67校の小・中学校を県の教育長、市町村教育長と一緒に回りましたが、そういう事例を聞いて、あるいは学校の実態を聞いて、こういう取組がありますよという紹介をしているということや、それからホームページでも随時発信しております。先日のところで新聞広告も出させていただきましたので、そのようにあらゆる機会を通じて、この3分類について、また継続して続けていっていただきたいということを周知していきたいと考えております。

○福井委員長

森山委員。

○森山委員

ありがとうございました。野津教育長の考え方はよく分かりました。

2点目の働き方改革のところで、私はこの働き方改革進める上で肝になるのが、やっぱり管理職の方々の、マネジメントの在り方みたいなのが、やっぱりすごい肝になると思って。何を先生方の仕事として渡して、何を仕事じゃないとして、剥ぎ取るというか、仕事じゃないものとして、役割として伝えていくのかという、マネジメントというのがすごく大事になってきて、剥がしたときにそれをどういうふうな形で誰がやるのか、またどうい

う形で、今まで人がやっていたことを代替していくのかという解決策もセットで、それをマネジメントしていくっていうのを支援するのが、県教育委員会の大きな役割になってくるのかなと思ったときに、今まで30年、40年培われてきた仕事のやり方がある中で、新しい仕事の仕方に四苦八苦されたりとかするのが、今の管理職の先生方で一番苦労していらっしゃると思うんですけども、そういう、学校の組織、文化をつくっておられるのはやっぱり管理職の先生方だと思いますので、そういった方々に、マネジメントの在り方っていうのを、今も研修とかでやっていらっしゃると思うんですけども、より先生方が働きやすい環境をつくっていくためのマネジメントスタイルとは何なのかっていうことを、県教育委員会としてもぜひ発信して、それを学校現場で実行していけるような支援を県教育委員会として提供していきたいですし、それをできるツールないしやり方を、現場に下ろして提供いただけるような検討を引き続き提供していっていただければと思います。よろしくお願いします。以上です。

○福井委員長

ほかにございますか。

角委員。

○角委員

一つは、139ページに目標値が書いてあるんですよね、島根県の特定事業主行動計画の目標値が書いてあって、これは総務部が所管しているところなんだけど、ここに教育委員会の目標数値として、3番の管理職、教頭以上に占める女性の割合で、25%。2の知事部局のほうは23%、この違い何ですかって聞いたんですけども、教育委員会が決めた数字なので分からないと言われて、教育委員会で聞いてくださいと言われてたので、そう言われるんで、ちょっと質問するんですけども、25%。多分知事部局の23%も今のいろんな部署についてる女性の割合から見て達成可能な数字だということで23%にしたというふうに言われたんですけども、この25%、知事部局よりも積極的な数字でいいと思うんですけども、やっぱり教育現場って以外と男女差がない職場だと思うんですよね。そういう意味では、もうちょっと高くてもいいのかなと思うんですけど、この25%という数字を決められた理由、出された理由をちょっと教えていただきたいのと、それからその下のほうで、時間外勤務の50%削減っていうことで、ほかの部局よりも高い数字を上げてるのは、これは非常に先ほどから出ている教員の皆さんの時間外が多い、あるいは持ち帰り残業が多いっていうところから出ている数字で、これは本当に減らしていかなきゃいけないので、高い目標数値を持って、できるだけ働き方改革を進めていくっていう決意でいいと思うんですけど、そういう中であって、今回たくさんのビジョンが示されました、私たちもおなかいっぱいぐらいの。これを現場の先生たちがどれだけ読み込んで、自分たちの教育指導に向かっていくのか、これから先生方大変だな、時間短縮しましょうって言いながら、これを現場に落とし込むっていうその作業はどうやってやるんだろうと思うと、何か先生方、何かすごくまたこれで悩まれるんじゃないかなというふうに思うんですよ。

それで、その中でも、さっきの時間外勤務の関係のところ、減らしたい中に会合とか打合せっていうところが、どこの学校も減らしたいっていう部分であると。このビジョンを実現させていくためには、やっぱり学校がチームとして取り組まなきゃいけないことだと思うんですよね。そうすると、先生方で一緒になって、じゃあ、この学校ではどうい

目標を持ってどういう子どもたちを育てようかっていう、そういう話合いとか、あるいは点検とか、そういうことをしていく時間が本当に持てるのかなと思うんですけども、そのところを、今回これだけたくさんの盛りだくさんのものを示された教育委員会として、どういうふうに考えておられるのか、そのところをお聞かせいただければというふうに思います。

○福井委員長

中西学校企画課長。

○中西学校企画課長

まず、1点目でございます。行動計画の中での教育委員会としての、管理職の中で女性が占める割合といったところでございました。委員のお見込みのとおり、今、現状、資料にもございましたけれども、教育委員会の管理職に占める女性の割合が令和6年度、直近のところでは18%となっておる状況でございます。もう既に現計画の目標である15%を超えていると、ここは、小中高、特別支援学校の状況を見てまいりますと、ここ近年、毎年度、おおむね1%ずつ上昇しているという実態がございます。この、右肩上がりですね、指数曲線的に延ばしていくことは簡単ではないですけども、この上昇をこのまま維持していきたいといったところでございまして、この点、このことを踏まえて、我々の目標としてはそのように設定しているというところでございます。

職員の男女比の点についても触れていただきました。私も改めて確認といいたいでしょうか、見てまいったところでございますけど、例えば、男女比でいいますと、小学校は男性の職員を校長以下教諭等ですけども、1にしまして、女性は1.4でございます、割合でいいますと。中学校については、男性を1にすると女性は0.7だと。高校は反対に男性を1にすると女性は0.4だと。特別支援学校またこれ男性1に対して女性が2と、おおむねですけども。このように、校種によって若干違いはありますけども、その上で、県立学校、高校と特別支援学校だけ見ると、ここ近年、例えば、令和3年以降は、女性が占める割合、30%を超えていまして、令和5年、令和6年度を取り出すと、これ4割を超えていると。教育委員会事務局勤務者も含めてですけど。一方で小・中学校、御意見ございましたけども、その点でいうと、女性も含めて県立学校も、誰もが資質能力を遺憾なく、存分に発揮いただけるような環境づくりというのは大切だと思っておりますので、全国の平均が今、令和5年度実績で23.7%といった数字もございます。こういったところも踏まえて今の数値目標は我々としては、適当ではないかなと思っておりますけども、さらに高めていけるよう、しっかりと各部局、学校ともしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○福井委員長

森山参事。

○森山参事（教育政策・文化財）

多くのビジョンをどうやって達成していくかというところでございます。しまね教育振興ビジョンにつきましても、資料の84ページのほうに、計画ビジョンの全体構成を載せておりますけども、今回のビジョンで新しく今までのビジョンになかった項目として、84ページの一番下のところ、青いブルーのところ、教職員の資質・能力が発揮される環境の整備と、ここの項目を新たに設けております。働き方改革と書いてありますけども、や

はり、ここをやっぱり意識していかないといけないという意識で、このたび計画をつくっております。施策を挙げております。いきなりすぐに改善していった劇的に学校現場が変わるというふうなことは、ないかもしれませんが、できることを1つずつやっていくということになると思います。

それから、先ほど御説明しましたけども、今のその国の法改正に基づいて、来年度一年間をかけて新たな、それぞれ学校設置者が働き方に関する計画をつくっていくということが求められるようになると思いますので、その中でまたしっかり検討していった、それぞれのビジョンの実現に向けて頑張っていくという考えでございます。

○福井委員長

木原教育監。

○木原教育監

学校の現場の教員がこういった新しいビジョンなどをどう受け止めていくかというところ、これは、周知を含めて大きな、重要なところだと思っております。先ほどお話もありましたが、働き方改革もやはり管理職のマネジメント、管理職をどのように校内、それから地域、児童生徒たちにいろいろな考え方を伝えていくのかというのは、非常に大きなポイントです。ですので、今回こうやって県としていろいろなビジョンを示しておりますけれども、これを管理職はしっかり受け止めて、これをきちんと、それぞれの学校の中の実態に応じて、どこに重点を置いて取り組むか、そういったところを管理職が責任を持って校内や地域の皆様方などに情報等を発信しながら、きちんとそういったところを伝えていくというところが、これから必要なことだと考えております。新年度に当たりましては、まず、管理職からこの辺のいろいろなビジョンの趣旨や考え方について説明していきながら、学校現場に浸透していくように、それぞれのところから取り組んでいくということになってまいろうかと考えております。

○福井委員長

吉岡県立学校改革推進室長。

○吉岡県立学校改革推進室長

県立ビジョンにつきましては、中身を全て読み込むのも時間がかかる部分がございますので、概要版を作成して概要版と併せて周知を図りたいということと、オンデマンド研修なども盛り込みながら、周知を検討していきたいと考えています。

○福井委員長

角委員。

○角委員

これから学校長等を通して、この計画の周知を図って、学校ごとでやっていくというところで、森山委員が言われたように、そうなってくると、校長あるいは管理職のマネジメント能力を高めていかないと、学校全体でうまくそれを目標を持ってやっていかないと、なかなか成果は出ないというふうに思っています。校長先生の話も聞くとなかなかそういう各先生も個性がいっぱいで、なかなか難しいという話も聞いてまして、そういう意味で教育委員会から言われること、現場に戻ってやらなきゃいけないこと、管理職の人大変かもしれませんが、やっぱりそこをどう乗り越えて、この目標を達成していくのか、実現していくのかっていうところを教育委員会も一緒になって取り組んでいただければと

いうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○福井委員長

ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員

角委員、森山委員と重なる部分もあるんですけども、働き方改革はやっぱり教頭先生が一番、今、仕事量が多いといいますかね、調査ものが確か年間180ぐらいあったようなふうに聞いてたと思うんです。そういうことでありますと、なかなか、じゃあ女性の教員の皆さんが、教頭になりたいか、校長にはなりたくても教頭の仕事量を考えるとつていうところもあるんじゃないかと思いますので、そこら辺のところはしっかりと分掌表をしっかりと区分けできるような補助、校長ができるような、女性も本当にしっかりと管理職を目指せるようなやっぱりそういった体制を整えていただきたいなというのが一つでありますし、先ほど来、言っておられました、今回たくさんいろんなものが出ていますが、ページをめくると、やはり島根県のキーフレーズ、「誰もが、誰かの、たからもの。」というのをほとんどつけていただいている、これはやっぱり島根県の教育の基本なんだということなんだろうというふうに思います。昨日、五百川委員がおっしゃってた、やっぱり島根県はそこが一番なんだということ、まず学校のほうでそれぞれ教員の先生方が島根の教育はこれなんだ、島根県のキーフレーズって教育の基本って何ですかって聞いたら必ずこのフレーズが出てくるぐらいな、やっぱり浸透をぜひさせていただきたいなというふうに思います。これが基本であるというふうに私は思っておりますので、ぜひそのことをお願いをしておきたいということが一つ。

細かくなりますけれども、今度は学力の推進プランについてであります、学力調査についてはあんまり重視しないと言いつつも、ここには上げておられる。年々やっぱり少しずつそれが下がっているという状況もここに入れていただいているということでもあります。やっぱり楽しい、好きだという授業をつくっていかねばならないというふうに、ここにも記入いただいているんですけど、第1期、これ1期なのかな、前期、いろいろ試行錯誤していただきながらやっていただいたと思うんですけども、それではまだまだ学力向上という形にはならないっていう現実があることをぜひとも皆さん、先生方にも、大変ですけど御理解いただいて、楽しい授業はどうしたらいいかっていうことをそれぞれやはり学校、先生方がぜひ改革、改善の努力をいただくことをお願いしたいと思います。すみません、要望ばかりでしたけども、もし何かコメントがあればよろしくお願いします。

○福井委員長

勝部働き方改革推進室長。

○勝部働き方改革推進室長

教頭の業務についてですけども、やっぱりなかなか厳しい状況にあるというのは、現場からも聞いていますし、今回の調査結果でも出ております。教頭は校内でやりがいをもって生き生きとしている姿が一番大事だなと思っておりますので、厳しい状況ではありますが、一つはスクールサポートスタッフで印刷業務などはフォローができますので、その部分であるとか、あるいは今回、拡充で指名させていただきましたマネジメント支援員、教頭のマネジメント支援員というところで、また、少ないですけども、モデル的に試行して様子

を見て実態を把握して、施策について考えていきたいと思っております。

○福井委員長

野津教育長。

○野津教育長

委員の皆様方から新しい取組と働き方改革の両立、大変難しい問題でございますけども、現時点でも、教員、学校現場でどういう教育をするのかと一生懸命考えている、それが今の教育魅力化ビジョンであったり、学習指導要領に必ず帰りながら考えているというところが、中身は今度新しいビジョンに変わる。全く、膨大な量が降ってくるわけではなくて、学校の中で教員一人ひとりが毎日やっている授業研究でありますとか、教材研究、あるいはそもそもの自分のスキルアップといったところの、新しくなってきたものを取り入れていくということでございますので、4月に大きな山が落ちてくるということではなく、日々の中で取り入れて入れ替えていくということになろうかと思えます。それでもやはり負担が多い、学習指導要領が変わったときは特に負担が多いと現場からの声も聞いております。そういったものをしっかり学校全体として、おっしゃられたようにチーム学校、教員全体として取り組むというところが、私、小学校6・5、中学校2つ回ったときに感じるのは、そこが少し欠けているのではないかと。やはり教員一人一人の独立性が強くて、それも尊重されて、なので逆にやりやすい、教員としてはやりやすい面があった。

ただ、今までの学力としての成果を見ても、それでは継続性がない、子どもの、小学校1年生から中学校3年生までの積み重ねがうまくできていない、それはなぜかというところ、やはり学校全体として1年生からどういう系統性を持って教えていくのかというところがいま一つ成り立っていないのではないかとこのところを私自身も感じ、全ての学校の、その6・7の学校の校長と1時間ずつぐらいそういったことを私からもいろいろ提案をして、もっとこうしたらいいのではないかと、こうできないのか。いや、できないみたいなどころをしっかりと、学校の校長から見ると迷惑だったかもしれませんが、私、教員免許を持ってないですから、役人っぽく、まるで財政課がものを詰めるかのように、詰めていくとやはり気がついていただけることはたくさんあります。もっと学校で学校全体でというところを、今までテストの結果、全国学力調査の結果は研究部とか一部の組織の中で分析してもらって、結果だけをみんなで共有する形ですけど、私が言っているのは、分析を全員でしましよと言っているわけです。そういう問題、要は形になったものから受け取ると、段々形骸化してくる、自分事として自分の工夫にならない。なので、形をつくることを共有し、みんながやれば、そのあと、一人ひとりの力が倍増するのではないかと。それで教員同士で議論を重ねれば、もっといいことになるのではないかと、そして、学年の積み重ね、系統性が確保できるのではないかという話を6・7回やりました。

それ以外にも市町村の教育長会議、年4回やりましたが、ここでも繰り返し、繰り返し毎回やって、先般、須山議員の御質問に答えたように、思いが一年半かけて、市町村の教育長とやっと共通認識を持ったということで、新しい学力向上策というものに向かえる、受け入れていただいてやっていただけると、納得してやっていただける環境ができたのではないかなと思っています。

少し時間はかかった上に任期をまたいでしまっていて結論が出たのですが、2期目になって継続してやっているよかったことかなと。時間がこれぐらいかかるというのは、教員、

学校文化といいますか、これまでのものを打ち破っていかないといけないだったので、かかりましたが、いろいろな、まだまだ我々も検討しないといけない課題もたくさんございますし、本当に非常勤まで合わせると1万人を超える教員を同じ思いを持って、子どもたちを指導、教育していただかないといけませんので、引き続き、しっかり我々も情報発信して、相手が、実際に行動する人が納得するような視点で、ものを発信していくことが大事だろうと思っています。

いろいろ御指摘、御指導いただきました点を踏まえまして、しっかり今後も取り組んでまいりたいと思っております。

○福井委員長

よろしいですか。

ほかにございますか。

五百川委員。

○五百川委員

これは今議論を聞いておって、自分の感想なんですけども、教育っていうのは、昔も今も本来変わってないと思うんですよ、教育は。ただ、時代背景とか環境の違いによって、明文化したり細分化したり理論化していると。こういうことだと思うんですよね。例えば働き方改革一つ取ってみても、教員の生活っていうのは、本来全部あれ教育だと思うんですよ。教育の個人的な問題もそりゃあるけども、教員という仕事についた以上は、ほとんどのことが、やはり教育にリンクしてると思うんですよ。それを、何かこれは必要だということだと、そういう仕事はないということが無理やりに分けるというかね、じゃあ、どういふことが必要だということ、どういふことが不要だということだという定義が決まっているわけでも何でもない。ただ、そこでそういうことは、もうその教育の仕事としての範疇に入らんだろうというような勝手な判断に基づいてやっとするわけであって、私は、もっとおおらかさがあっていいんじゃないかと、全てこう細分化して、いやあ、とにかく時間は何時から何時までが、いわゆる教員としての仕事であって、これはもうプライベートだと、そういうふうなことではなくて、やはりもうちょっと何というか、余裕があってもいいんじゃないかなと。やはり、子ども本位の教育ですから、もうちょっと、例えば一般の会社員が働き方改革からそういうことに、かなり神経質にもなってるんだけど、今議論されているようなところまで、果たして一般の企業がやってるかといったら、そういうものではないと。あまりにも今の特に教育問題なんかについて、教員の働き方改革なんでものが、私は過剰に議論されてると。もうちょっと教育だからこそ、そこにもうちょっと余裕があっていいんじゃないか、本当、子ども本位のものがあっていいんじゃないかと。それを何か聞いておって思うんですよね。何か全てもうガチガチに細分化して明文化して、それで今度は先生方の労働環境はよくなるかもしれんけれども、果たしてそれが教育現場にとっていいのかどうなのか。やっぱり子ども本位にやはり考えてみることも必要じゃないかなと思いますね。そのことが、要するに今までにやったことはいけないとは言わない。ただ、話を聞いて議論を聞いておって、何となく話がギスギスするというかね、何かもっと対象が子どもですから、教育をするっていうことを考えたときに、四角四面で対応する、そういう職業ではないんじゃないかなと、本当は。だから今がいけないというんじゃないんだけど、そういうふうな、例えば先生にも多少残業しても、そこ入れなくてもね、そ

れぐらいのことは子どもを思う気持ちの中からそれはやってもいいんだ、そのことはやってやろうと、そういうようなやっぱり思いやりというかね、そういうものを何か私は教育界に求めたいですね。これは感想なんですけども。

○福井委員長

野津教育長。

○野津教育長

おっしゃるとおり、教員が余裕を持っておおらかに接するという、これが島根の人から人への学びというのは、まさにそこが特徴といいますか、ありがたいところといいますか、機械的でないところ、ちゃんと個人を、相手を人間として個人として尊重して、ものを接するというのが島根の教育のいいところだろうと思っております。ぜひ、そうありたいと思っていますし、多くの教員はそうに思っているので、黙って家に仕事を持って帰ったり、持ち帰り仕事、これ校長が持って帰ってやりなさいって、答弁でも言いましたが、持って帰ってやりなさいとは全くどこも命令していませんので。教員が自分の判断で持って帰っていると。なので私が訪問するって、聞くよって言ったので、慌てて教員に持ち帰っているかって聞いてみると。実態把握している学校長もいらしたぐらいですから、持って帰っていることは知っているのだけど、どれぐらいの頻度でどれぐらいやっているのかというのは知らなかった校長も少なからずおりました。そういう文化に、労働環境になっているというのは事実ですけども、今回それも含めて何とかしたいという思いを、答弁をさせていただいたところでございますけども、やはり、何でそういう環境でありながら、こういういろいろな問題が出てくるかということ、やはり昔と今の教育のそういった人間の部分というのは一緒ですけど、学ぶ内容が格段に増えているというのがこれは間違いなくあります、学習量が増えていると。今、本県では議会と一緒にいただいて重点要望も言っておりますけども、これ、格段に増えている。土曜半ドンの授業時間はなくなっているという中で、やはり教えていかざるを得ない、次へ次へと教えていかざるを得ない部分がございます。これ少しやめてもいいのではないかと、標準時間実数というのは小学校の高学年で年間1,015時間ありますけども、このとおり、そこできっちり終わっているのではないかといても、最終的には大学受験があるので、学習指導要領にはそんなに詳しくは書いてないですけど、学習指導要領に書いてあることを具現化した教科書が、文部科学省が検定して、これはいいよって言ったら、その教科書に載っていることは、すべからく大学受験の対象になる、こういう現実があるので、やらざるを得ないです。文部科学省が、いや、自由に裁量でやっていいよというけれども、最後大学受験から除いてくれないと、やらざるを得ない。たくさん増えた分だけやらないといけない。これは国の審議会の新しい学習指導要領を検討する部会がはじまって、特別部会があって、3回、年明けからやっていますけども、そこで、授業時数は増やさないという言い方をしているけど、学ぶ内容は減らさないで授業時数を増やさないと言っていると、もう既にパンクしている状況が変わらないですね。

このパンクが変わらないと教員が子どもたちに相対する時間が、余裕が持てない。したがって、子どもが多様化していることに対して教員のいら立ち、自分が十分対応できないいら立ちとかも当然入ってくるでしょうし、うまくいかない部分がある。なので、そのところ授業を減らしても構わないようにしてくれということを私も先般全国の教育長会議

でみんなの前で発言を求めて初等中等教育局長に物を申して、事務次官とか局長との間の審議官などに直接お会いして、そういう話をしております。受け止めは、言っていることは分かるという受け止めではありますが、じゃあそれが実行できるかということ、文部科学省は文部科学省の理屈があって、なかなか難しいかもしれません。ただ、それが今、大きな声として上げていくし、審議会の特別部会の中でもそういった声が出はじめているというところでもありますので、私、微力でありますけれども、そういった声をしっかり上げて、知事も上げてくれていますので、そういった大きな力も借りながら、発信力も借りながら実務としてしっかり、適正な内容にして教員が子どもと向き合える時間を、昔のように戻していくということがとても大事じゃないかと思っています。それまで、教員の方、大変自己犠牲の精神が旺盛な方々が多いので、やってくれていますけれども、やはりそれでは長続きしないし、御自身の健康状態、こういったものは、特に脳血管的なものは後になって出てきますので、そういったことも心配ですので、そういった対症療法でありますけど、現状の働き方改革を進めながら総合的に教員がもっと昔のように子どもと触れ合う時間を長くするように、国全体の仕組みを変えていくように取り組んでまいりたいと考えております。

○福井委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、教育委員会全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。ございませんか。

それでは、以上で教育委員会所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで、休憩を取りたいと思います。再開は、午後1時からとしますので、よろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

○福井委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、警察本部所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、警察本部長の挨拶を受けます。

丸山警察本部長。

○丸山警察本部長

福井委員長、吉野副委員長、そして総務委員会委員の皆様方にあらましては、平素より警察業務各般にわたる御理解、御支援につきまして改めてこの場をお借りして御礼申し上げます。

本日は、条例案、そして予算案等について、こちらのほうから御説明させていただきますが、御審議等のほどをよろしくお願いいたします。以上でございます。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された警察本部に係る議案は、条例案1件、予算案2件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第33号議案について、執行部から説明してください。

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

それでは、第33号議案、島根県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（案）につきまして御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

今回、条例の第2条、定員。第3条、定員外。附則のそれぞれについて改正を検討しております。改正の目的といたしましては、資料の1、提案理由に記載しておりますが、定員の増員によりまして、警察官を安定的に確保し、組織運営体制の充実を図りたいというものでございます。

2の改正の概要の改正の理由について御説明いたします。警察官の定員数は警察法施行令で治安維持に必要とされる最低基準の数が定められておりまして、この基準を基に各県の条例で定員数を定めております。これまで、島根県では政令の最低基準数と条例の定員数を一致させて運用してまいりました。そのため、定員を増員する機会としては犯罪情勢への対応など全国的な理由により、政令基準数が改正されたタイミングで併せて県の条例の改正を行ってまいりました。

一方で、全国的には多くの県警察では条例数が政令基準数を上回る運用をしておりまして、個別事情による増員の必要性が生じた場合に、機動的な対応が可能となっている中、本県警察はそのような対応が困難な状況となっております。御参考までに申し上げますと、島根県と同じく政令基準数と条例定員数が同じ県警察は全国で2県ほどしかなく、他の県警察では条例定員数が政令の基準数を上回っている状況にございます。条例定員数は警察官の任用数の上限数となりますので、あらかじめ余裕を持った定員数を設定することにより、今後は政令基準数の改正のみにかかわらず、県の実情に応じて柔軟に新規採用を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、条例の改正内容、ア、増員数として、今回増員する20名の算出根拠について御説明いたします。定年延長期間中に採用平準化のために必要となる人数の最大数見込みからとなるのが令和8年度でございまして、その年の数字を取って増員数を20名としております。

定年延長制度でございしますが、令和14年度に定年64歳とするために、2年に1歳ずつの段階的に定年を引き上げていく制度でありまして、この期間中は2年に1回定年延長の翌年に退職者が増加することになりまして、その影響で採用数にも山ができてしまうことになるため、採用2年間で平準化していくことを想定しております。計算で使用した退職者数につきましては、直近の3年間の実績を基に計算をしております。具体的には令和7年度は定年延長のため退職者が少なくなる一方で、令和8年度には退職者数が40名増加いたしまして、翌年の令和9年度は採用者数がこれに伴い大幅に増加してしまうという見込みでございまして、2か年度で平準化しまして令和8年度に半数の20名を上乗せして、前倒して採用し平準化するという計算でございまして。

続きまして、階級別増減表を御覧ください。このたびの増員20名によりまして、定員数の合計は1,532人となります。1,532人の階級別の配分につきましては、警察法施行令の階級別定員の基準に基づいて算出しておりまして、算出の結果、警視は1名増

員の74名、警部は1名増員の150名、警部補及び巡査部長は11名増員の858名、巡査は7名増員の450名となります。

なお、表の欄外に記載のとおり、令和6年度末まで定年延長の特例措置により3名増員となっておりまして、現在の定員数は正確には1,515人でございますが、こちらは1年の時限措置でございますので、令和7年の4月1日には元の1,512人に戻りますので、改正は1,512人を基準としております。以上が定員の条項の改正の説明となります。

続きまして、その他の改正内容について御説明いたしますと、3条に設けられております定員外の条項についてでございますが、ウの地方公共団体の派遣及び受入れに係る職員の取扱いにつきまして、定数外とすることを可能とする条文をあらかじめ設けておくことによりまして、災害時などに、より機動的に増員対応が可能となります。これはもともと他の県の条例には定めがありますので、このたび、警察の条例にも同様に追加をするという改正を行うものでございます。

その他の規定の整理といたしましては、先ほど御説明させていただきました定年延長に伴う特例措置の1年時限への時限の改正につきまして、附則から削除とする手続を併せて行います。

最後になりますが、条例の施行期日につきましては、令和7年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○福井委員長

説明がありました。

質疑等はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、採決を行います。お諮りいたします。第33号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第33号議案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

はじめに、令和7年度当初予算について審査を行います。

第3号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

それでは、第3号議案、令和7年度島根県一般会計予算のうち、警察本部関係分につきまして御説明いたします。お手元の資料、令和7年度警察関係当初予算説明資料を御覧ください。

警察関係予算としましては、総額216億8,121万9,000円の歳出予算及び総額11億8,253万円の債務負担行為をお願いするものでございます。以下、資料に基

づき、概要について御説明いたします。

はじめに、資料左番号1の警察本部費の欄を御覧ください。警察費、警察管理費の中の上から2つ目でございます。警察関係予算は、その75%を職員の給与費が占めております。令和7年度当初予算では、給与改定による月例給及び期末勤勉手当の引上げによりまして、職員給与費が令和6年度と比較して約6億4,000万円の増額となっております。また、警察情報システムの整備や運用に係る経費、施設等の維持管理費などの経費については、必要額を計上しています。

主な事業として、手数料収納事務運営事業について御説明いたします。これまで各種行政手続の手数料の多くに使用されてきた島根県収入証紙が公金収入のデジタル化、県民の利便性の向上や事務処理の効率化推進のために、令和8年4月に廃止される予定となっております。これに伴いまして、売りさばきによる収入証紙の販売は終了し、警察の各申請窓口におきまして、現金またはキャッシュレス決済により手数料を徴収することとなりますので、手数料の徴収情報を自動で集計、管理料を徴収することになるため、手数料の徴収情報を自動で集計、管理することができるポスレジシステムの整備及び手数料徴収業務の委託を行うものでございます。

この事業につきまして、令和8年4月からの運用開始に当たりまして、準備期間を要することになりますので、令和7年度中の契約を予定しておりまして、令和7年度に必要な経費に係る966万8,000円の予算措置及び令和8年度以降に必要な経費につきましては、債務負担行為として資料左側番号5と6に記載しておりますとおり、総額8,965万8,000円をお願いしております。

次に、資料、左番号2の警察施設費についてでございます。こちらは主な増減として上げております出雲警察署整備事業におきまして、令和4年度から令和6年度までの3か年にわたる新庁舎建設工事が終了したことに伴いまして、令和6年度と比較して大きく減額となっております。

次に、資料左側番号3の運転免許費についてでございます。こちらは、主な事業として上げている運転免許試験車両整備事業の増額とマイナンバーカードを運転免許証として利用するための運転免許証作成システム改修事業が終了したことに伴う減額などによりまして、総額は令和6年度と比較して減額となっております。主な事業として、運転免許試験車両整備事業について御説明いたします。本事業では、近年のバス、トラックにおけるオートマチック車の普及や物流業界における人手不足を受けまして、大型、中型、準中型、大型二種、中型二種の運転免許につきまして、オートマチック車限定の運転免許が令和8年度以降、順次導入をされる予定でございますので、運転免許試験に必要な車両の整備を行うものでございます。この事業につきまして、令和7年度中に調達を行う車両に係る1,594万1,000円の予算措置及び令和8年度中に調達を行う車両のうち、準備期間を要するため、令和7年度中の契約をしているものに係る債務負担行為につきましては、資料左側番号7に記載しておりますとおり、総額4,822万3,000円をお願いしております。

次に、資料左側番号4の警察活動費についてでございます。こちらは、主な増減として、事業に上げている交通安全施設整備事業の山陰道関連工事費について令和7年度は三隅・益田道路の開通が予定されており、標識及び標示等の工事費が増額となっているほか、航

空機耐空証明受検整備事業における航空機修繕費の増額などにより、令和6年度と比較して増額となっております。

また、治安上の大きな課題である特殊詐欺等の犯罪抑止対策や交通安全施設の整備、事件、事故の捜査の活動などに必要となる経費につきましても引き続き計上をしております。

最後に、資料一番下に表で記載しております債務負担行為についてでございます。先ほど御説明したもののほか、システムなどのリース契約や業務委託契約の更新に伴いまして、令和7年度中に契約を行うもので、新たに令和8年度以降の債務を負担する必要があるものを含めまして、総額で11億8,253万円の債務負担行為をお願いするものでございます。以上のとおり、令和7年度の警察関係当初予算につきましては、情勢を踏まえて警察活動に必要な各種事業の経費を盛り込んでおりまして、引き続き県民の安全安心の確保に向けて万全を期して取り組んでまいります。

警察関係予算につきましては、以上のとおりでございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○福井委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。

田中委員。

○田中委員

いろんなところで、物価高騰をしておりますして、県の予算も間違いなく、ほとんどのところが上がってきておるわけですよ。前にも五百川委員が言われておりましたが、令和7年度当初予算で結局、出雲の警察署の整備が減になったということで、トータル的に減になっているのかなというふうに見てとったんですけれども、次に大きな整備の計画はないのかということがまず1点と、あと、警察活動費という、口頭で今、主な増減で2つ上げていただいておりますけども、この間、丸山本部長も言っていただきました。本当に特殊詐欺が相当な部分でやっぱり被害が出てきておりまして、そういったところでも、やはり予算等はしっかり投入しながら、いろんな防護策、そして取締り等もしっかり向かっていただきたいなというふうに思うわけでありまして、そういったところの予算については、どうなっているのか教えていただけますか。

○福井委員長

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

お答えいたします。田中委員御指摘のとおり、出雲警察署の整備事業の終了に伴いまして、大きな減額が生じているところでございまして、その他、施設等につきましては、まだ現在検討中でございますということでございます。また、特殊詐欺等の大きな課題、治安上の課題になっているものにつきましても、どのようなものが効果的を含めまして、検討しながら必要な予算を盛り込んでおりまして、特殊詐欺関係の対策につきましても、本年度、昨年度と比べまして増額となっているところでございます。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

どれくらい増額ですか。

○福井委員長

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

ただいま申し上げました、特殊詐欺関係予算でございますが、令和6年度の当初予算額が3,456万円余でございましたのに比べまして、令和7年度の当初予算の要求額といたしましては3,891万円ということで、昨年度と比べまして434万円ほど増額とさせていただいているところでございます。

○福井委員長

田中委員。

○田中委員

検討していただいた割にはぎゅっとした増額なのかなというふうに私は思いましたが、しっかりと検討いただいて、やはり業務が本当に安心安全のためにやっていただけるように、予算確保は、ぜひとも、しっかりとやっていただきたいなというふうに思いますし、施設整備も各署、いまだにまだ和式のところがあったりとか、いろんなところありますので、そういったところも点検いただいて、ぜひとも、快適な環境もつくっていただくことも、ぜひとも検討いただきまして、この予算はこの予算でいいと思いますけど、よろしくお願いします。以上です。

○福井委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第3号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第3号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和6年度補正予算について、審査を行います。

第58号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

それでは、第58号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算のうち、警察本部関係分につきまして御説明いたします。お手元の資料、令和6年度警察関係2月補正予算（第10号）説明資料を御覧ください。

警察関係歳出予算につきましては、総額1億865万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

資料中段、警察本部費の欄を御覧ください。資料の左項目部分に警察本部と記載されたところから下に4つ目でございます。こちらが職員給与費につきまして、定年引上げの制度の導入によりまして、令和5年度に定年を延長した職員が本年度退職となりますので、

退職者数が増えたことによる増額などにより、４４３万１，０００円の増額補正をお願いするものでございます。

このほか、残りの事業につきましては、入札等により執行額が当初の見込みを下回ったことなどによりまして、減額の補正をお願いするものでございます。

警察関係補正予算につきましては、以上のとおりでございます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○福井委員長

説明がありましたけども、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第５８号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第５８号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は、全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

横瀬警務部長。

○横瀬警務部長

島根県特定事業主行動計画の改定につきましては、昨日、総務部より説明があったとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

○福井委員長

武上刑事部長。

○武上刑事部長

それでは、令和６年の犯罪情勢につきまして説明をさせていただきます。お手元の資料を御覧ください。

まず、資料１の刑法犯の認知及び検挙状況ですけれども、認知件数を表す青色の棒グラフを見ていただくと、令和４年までは減少傾向にありましたが、コロナ禍が明けた令和５年以降、増加傾向にあり、令和６年は２，０８６件と、５年ぶりに２，０００件を超える認知件数となりました。それでも、全国では、３年連続で最も少ない認知件数となっております。一方、赤い折れ線グラフで表した検挙率は、全国平均が３８．９％のところ、島根県は７０．３％と全国２位の検挙率で高い水準を維持しております。引き続き、このような高い検挙率を維持していくよう努めてまいります。

次に、資料２の認知刑法犯の罪種別の内訳について説明します。認知件数の罪種別の内訳を見ますと、窃盗犯が全体の６２．４％で約６割を占め、次いで詐欺などの知能犯、暴

行や傷害などの粗暴犯、不同意わいせつなどの風俗犯、殺人や強盗などの凶悪犯の順となっております。この罪種別で見ますと、前年比で、窃盗犯と知能犯が大きく増加しておりますが、窃盗犯では万引きや自転車盗、知能犯では特殊詐欺などの被害が増加したことが要因となっております。

続いて、3の重要犯罪の認知及び検挙状況ですけれども、重要犯罪の認知件数を表す、青というかちょっと薄いグリーンの棒グラフを見ていただくと、令和3年までは30件前後で推移しておりましたけれども、令和4年以降40件台で推移しており、昨年は45件を認知しております。このように令和4年以降、重要犯罪の認知件数が増加したわけですが、その原因につきましては、令和5年に刑法の改正が行われまして、強制性交、強制わいせつの罪が不同意性交、不同意わいせつ罪に罪名変更となっております。犯罪の構成要件も幅広く認められるようになったことが影響して、改正前年から不同意わいせつ等の認知が増加したことが要因と思われます。なお、赤の折れ線グラフの検挙率につきましては、毎年80%台後半から100%を超えており、昨年の113.3%は全国1位の検挙率となっております。

最後に4の特殊詐欺の状況について説明します。昨年の特殊詐欺の認知件数は78件、被害額は約1億4,900万円となっております。前年比で認知件数は増加したものの、被害額は減少しております。一方、資料の一番下に記載しておりますSNS型投資・ロマンス詐欺の被害につきましては、急増しており、昨年の被害は被害件数61件、被害額は約5億7,900万円です。被害額に関しては、特殊詐欺の約4倍に上っております。このような特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の検挙対策につきましては、だまされたふり作戦や振り込んだ現金を引き出す出し子を検挙する中で、関係する都道府県警察と連携して捜査を推進し、上位被疑者への突き上げ捜査を展開しております。こうした犯罪を敢行する匿名流動型犯罪グループは、主に首都圏をはじめ、最近は海外にも拠点を置いて活動していることから、警察庁はもちろん全国警察が一丸となって関係機関、団体、外国の捜査機関などとも連携し、引き続き組織の中枢を摘発するような捜査を進めてまいります。

以上が令和6年中の犯罪情勢ですが、本年も県民の安全安心のため、犯罪の抑止と検挙に鋭意取り組んでまいりたいと考えています。警察本部からの報告は以上となります。

○福井委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、警察本部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

内藤委員。

○内藤委員

ちょっと1点。

免許証がマイナンバーカードで利用できるということが3月の24日から始まるんですけれども、これを利用しようと思うと、警察署のほうにいつて、そういうシステムが既にあるわけですか。

○福井委員長
秦交通部長。

○秦交通部長

警察署は窓口でして、申請の手続をしていただいて警察署のほうの機械にセットしていただいた上で免許情報を書き込ませてもらうというような流れになりますので、行かれた方が自分で書き込むようなことはございません。

○福井委員長
内藤委員。

○内藤委員

そのときに手数料みたいなものは発生するわけですか。

○福井委員長
秦交通部長。

○秦交通部長

はい、手数料は発生いたしますので、手数料をお払いただいて、マイナンバーカードに免許情報を入れてマイナ免許証に替えていただくということになります。

○福井委員長
内藤委員。

○内藤委員

ちなみにどの程度の手数料が発生するんですか。

○福井委員長

前回、説明があったと思いますけど、おさらいということで、秦交通部長、資料ありますかね。前回、説明をたしか受けたような。

秦交通部長。

○秦交通部長

ちょっと今手元にございせん。たしか1, 440円だったような気が。もし間違っていれば、また御連絡させていただきます。

○福井委員長

タブレットの中にこの間の記事、入ってると思います。

ほかにございますか。

それでは、以上で警察本部所管事項の審査及び調査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○福井委員長

それでは、これより人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の所管事項について、審査を行います。

はじめに、人事委員会事務局長の挨拶を受けます。

柳楽人事委員会事務局長。

○柳楽人事委員会事務局長

失礼いたします。福井委員長、吉野副委員長をはじめ委員の皆様方には、人事委員会事

務局の業務につきまして日頃から御協力、御理解いただいておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

本日は、令和7年度当初予算案1件、令和6年度補正予算案1件について御審議いただくこととしております。何とぞよろしくお願いいたします。

○福井委員長

次に、監査委員事務局長の挨拶を受けます。

前田監査委員事務局長。

○前田監査委員事務局長

福井委員長、吉野副委員長、そして委員の皆様。日頃から、そしてこの1年、監査委員事務局の業務に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。また、田中委員におかれましては、監査委員として平素から御指導をいただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。

今年度も、私どもは、監査委員を支える事務局として、財務監査、財政的援助団体等監査、決算審査、財政や経営の健全化審査などの監査の業務を地道に実直に行ってまいりました。

本日は、予算案2件を御審議いただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○福井委員長

次に、議会事務局長の挨拶を受けます。

奈良井議会事務局長。

○奈良井議会事務局長

失礼いたします。福井委員長、吉野副委員長、そして総務委員会の委員の皆様方、引き続き大変お世話になります。

本日は、議会の予算案について御審議をいただくこととしております。後ほど成相次長のほうから説明させていただきますので、どうかよろしくお願いをいたします。以上です。

○福井委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局に係る議案は、予算案2件です。

令和7年度当初予算に係る第3号議案のうち関係分、令和6年度補正予算に係る第58号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明してください。

畑田人事委員会事務局企画課長。

○畑田人事委員会事務局企画課長

そういたしますと、人事委員会事務局関係分の予算案2件の概要でございます。

はじめに、令和7年度当初予算に係る第3号議案のうち人事委員会事務局関係分について御説明いたします。

資料、画面のほうを御覧ください。人事委員会事務局関係分の令和7年度当初予算につきましては、内容といたしましては、例年どおり人事委員の報酬、人事委員会勧告や職員

採用試験に係る経費、これに加えて事務局職員の給与費などを計上させていただいております。

歳出予算の総額であります。表の予算総額のR7当初に記載しておりますとおり、1億4,660万円余となっております。なお、財源の一部に公平委員会の事務を受託しております町村等からの負担金収入20万円余を充てさせていただいております。令和委7年度の当初予算総額につきましては、令和6年度当初予算と比較いたしまして、1,565万円余の増となっております。この増につきましては、後ほど内訳のところで御説明させていただきます。

続きまして、歳出の内訳でございます。まず、委員会費のほうでございますが、委員会費のほう5,297万円で、ここには人事委員の3名の報酬のほか、人事委員会勧告、職員採用試験などに係る経費を計上させていただいております。前年度、令和6年度に比べて1,381万円余の増となっております。この主な増要因の理由でございますが、項目5の採用試験・選考事務費に係るものとなるんですけども、採用試験の採点などを行っております現行のシステムの運用期間が令和6年度、本年度で終了することに伴いまして、令和6年度に後継システムの開発をさせていただきました。令和7年度からはこの開発費用を令和11年度までの間、本格的に分割支払いが開始されるということになりましたので、その分、昨年度に比べると支出が増となっております。

なお、システムの開発につきましては、令和6年度当初予算において、令和7年度から令和11年度までの5年間、合計で9,430万円余の債務負担行為を設定させていただいて、実施させていただきました。

続きまして、事務局費ですが、こちらのほう9,363万円余計上させていただいております。ここには事務局職員の給与費や報酬などを計上させていただいております。この事務局費につきましては、本年度ありました給与改定などによって、前年度に比べて184万円の増となっております。

続きまして、令和6年度2月補正予算に係る第58号議案のうち人事委員会事務局関係分について御説明いたします。資料、画面のほうを御覧ください。表の真ん中のところになりますが、補正額を記載しております。補正額につきましては、213万円余の減額をお願いさせていただきまして、補正後の予算額は1億3,267万円余となります。減額の理由といたしましては、実績、それから今後の見込みを鑑みて減額をさせていただいております。

以上が人事委員会事務局関係分の予算案2件の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福井委員長

佐々木監査委員事務局監査第一課長。

○佐々木監査委員事務局監査第一課長

監査委員事務局の予算案を説明いたします。

1ページをお願いいたします。令和7年度当初予算でございます。総額は1億6,986万円余。前年度当初と比べまして、158万円余の減となっております。項目1番、2番の監査委員、4番の一般職員、5番の会計年度任用職員の人件費はいずれも令和6年度当初と同様の人数に、今年度行われました給与改定等を反映させた額となっております。

その他の項目につきましては、今年度当初とほぼ同水準の額を計上しております。

2 ページ目、令和 6 年度 2 月補正予算でございます。補正の総額は 4 7 0 万円余の減額、補正後の額は 1 億 7, 0 1 5 万円余となります。内容はいずれも実績見込みに伴う減額でございます。以上でございます。

○福井委員長

成相議会事務局次長。

○成相議会事務局次長

議会事務局の予算案について御説明をいたします。

1 ページ目をお願いいたします。令和 7 年度の当初予算案でございます。予算総額は、1 0 億 5, 3 0 0 万円余で、対前年比 1 9 0 万円余の増となっております。内訳でございますが、まず議会費については、1 の議員報酬は令和 6 年度に改定されました議員報酬と議員期末手当の単価を反映いたしております、1, 6 0 0 万円余の増となっております。3 の議会運営事務費でございますが、2, 4 0 0 万円余の減となっておりますが、主な減額理由といたしましては、議会の中継用カメラ等の放送機器の更新を令和 6 年度に終了したことに伴うものでございます。議会費全体といたしましては、7 億 8, 4 0 0 万円余を計上しております、対前年比 7 8 0 万円余の減額となつてるところでございます。

次に、事務局費でございますが、4 の一般職給与費は、令和 6 年度の給与改定を反映したことにより、6 0 0 万円余の増、6 の議会広報・広聴事務費、これはハイライト放送でございますとか、ケーブルテレビ放送のテレビ広報、県議会だよりなどの新聞広報、ホームページ、会議録作成経費などが計上されておりますが、各委託料が増える見込みであることから、9 0 万円余の増となっております。7 の議事堂別館運営費につきましては、会計年度任用職員の報酬改定等により 1 5 0 万円余の増額、事務局費全体といたしましては、2 億 6, 9 0 0 万円余を計上し、対前年比 9 8 0 万円余の増額となっております。

次に、2 ページをお願いいたします。令和 6 年度 2 月補正予算でございます。補正額は 1, 2 0 0 万円余の減額、内容といたしましては、主に実績見込みによる減額となっており、補正後額 1 0 億 6, 3 0 0 万円余でございます。議会費のうち、3 の議事運営費につきましては、委員会活動費などの実績見込みに基づき、1, 7 0 0 万円余の減額をいたしております。事務局費のうち、4 の一般職給与については、職員の時間外手当などの実績見込みによりまして 6 2 0 万円余の増額となっております。私からは以上でございます。

○福井委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、令和 7 年度当初予算について、採決を行います。

お諮りいたします。第 3 号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第 3 号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、令和6年度補正予算について採決を行います。

お諮りいたします。第58号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

御異議なしと認めます。よって、第58号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託議案の審査を終了いたします。

この際、3事務局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

よろしいですか。

それでは、以上で人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局所管事項の審査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○福井委員長

それでは、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談いたします。

今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事柄等があれば、御意見をお伺いいたします。ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項にかかる調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

よろしいですね。（「はい」と言う者あり）

次に、閉会中の継続審査及び調査事件についてですが、お配りした案のとおり、議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○福井委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、その他でございますが、12月11日に実施しました所管事項調査（県立大学松江キャンパス）の調査でございますが、その概要をタブレットの総務委員会の委員間協議に載せておりますので、また御覧いただければと思います。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○福井委員長

よろしいですか。

それでは、これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

大変ありがとうございました。お疲れさまでした。